

令和3年9月
令和3年第6回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号

件

名

- 報告第13号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定） 1
- 議案第107号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第5号）別冊
- 議案第108号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）別冊

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年9月27日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 2 専決第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年8月24日

栃木市長 大川 秀子

令和3年7月28日、栃木市大平町西水代地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町西水代地内居住者

2 損害賠償の額

158,100円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年8月27日

栃木市長 大川 秀子

令和3年7月3日、栃木市祝町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市祝町地内居住者

2 損害賠償の額

411,730円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

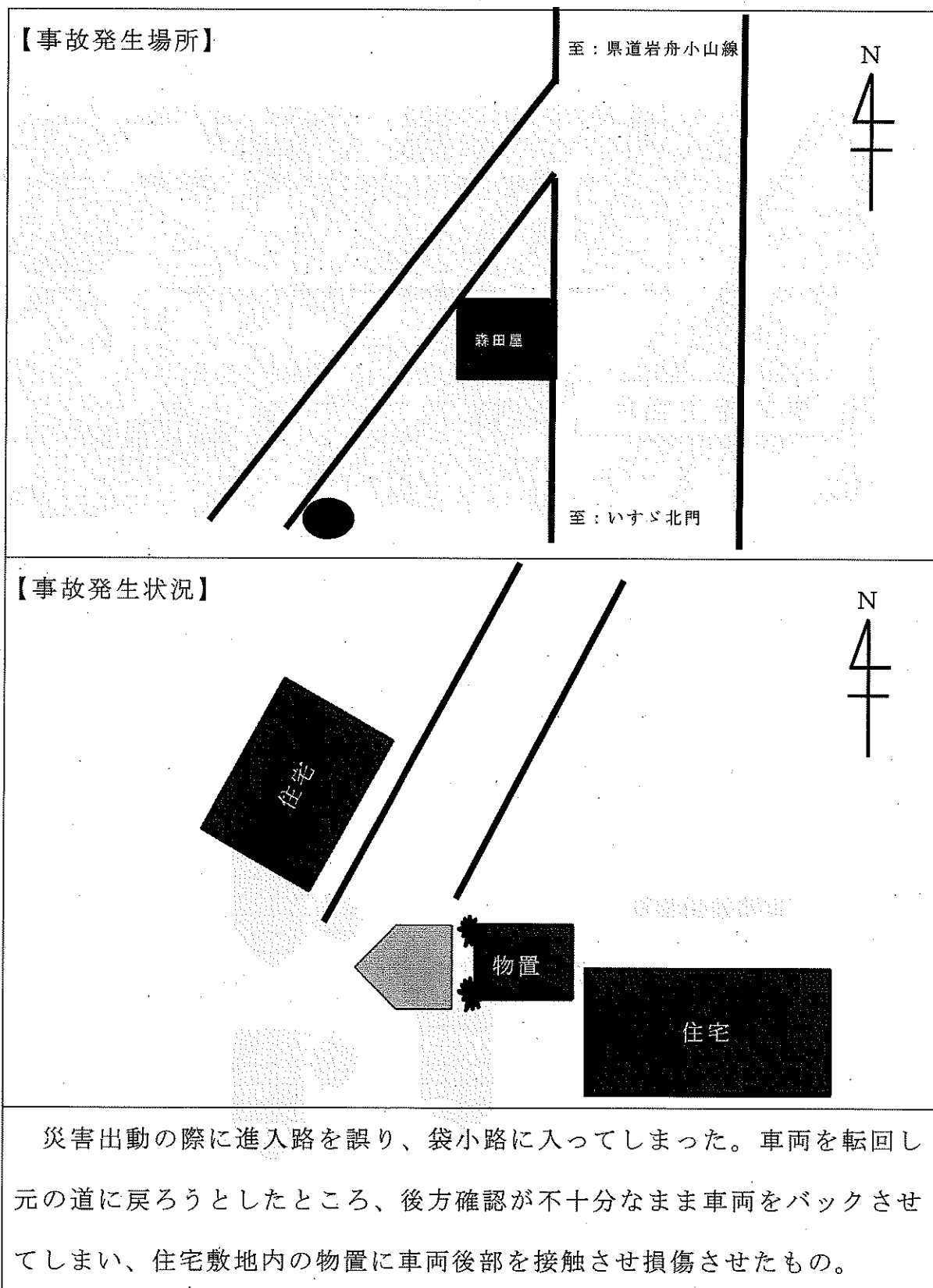
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第 5 号



専決第6号

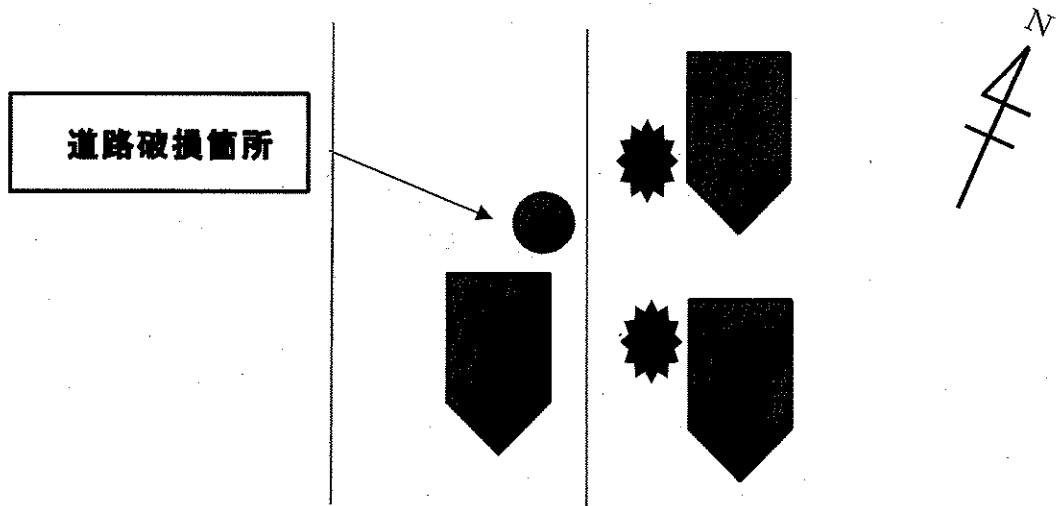
【事故発生場所】



※上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.382259/139.714733/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m>) を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



舗装が降雨等の影響によりポットホールが発生し、ポットホール部にできた水溜まりへ乳剤の油分が流出し、その水が通行車両によって宅地に駐車中の車両2台に飛び散り汚損したもの。

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市



